

# 香川県警察庁舎の標札の設置等に関する訓令

(平成 18 年 3 月 23 日香川県警察本部訓令第 8 号)

香川県警察庁舎の標札の設置等に関する訓令を次のように定める。

香川県警察庁舎の標札の設置等に関する訓令

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、香川県警察の庁舎における標札の設置、赤色灯の点灯その他警察施設であることの標示に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この訓令において「庁舎」とは、香川県警察庁舎管理規程(平成 12 年香川県警察本部告示第 10 号)第 2 条に規定する庁舎をいう。

(警察本部庁舎の標札)

第 3 条 香川県警察本部の庁舎(香川県警察庁舎管理規程第 4 条の表の上欄に掲げる庁舎(警察署庁舎(交番、駐在所、警備派出所及び検問所を含む。以下同じ。))を除く。)をいう。)には、組織又は庁舎の名称を表示した標札を設置するものとする。

(警察署庁舎の標札)

第 4 条 警察署庁舎には、警察署又は交番、駐在所、警備派出所若しくは検問所の名称を表示した標札を設置しなければならない。

2 前項に規定する標札の様式は、別記様式を基準とし、その大きさは、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める大きさとする。ただし、香川県警察本部長の承認を受けたときは、この限りでない。

警察署 縦 120 センチメートル、横 30 センチメートル

交番等 縦 80 センチメートル、横 20 センチメートル

(赤色灯)

第 5 条 警察署庁舎には、夜間その所在を明らかにするため、赤色灯を設置しなければならない。

2 前項の赤色灯は、日没から日出までの間常に点灯させておかななければならない。

(その他の標示)

第 6 条 第 3 条及び第 4 条第 1 項に規定する標札並びに前条第 1 項の赤色灯のほか、庁舎に、警察施設であることを標示し、又はその標示のための設備(日章を除く。)を設置しようとするときは、その都度香川県警察本部長の承認を受けなければならない。

附 則

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式（第4条関係）

1 警察署

|             |
|-------------|
| 香<br>川<br>県 |
| 警<br>察<br>署 |

2 交番

|             |
|-------------|
| 香<br>川<br>県 |
| 警<br>察<br>署 |
| 交<br>番      |

3 駐在所

|             |
|-------------|
| 香<br>川<br>県 |
| 警<br>察<br>署 |
| 駐<br>在<br>所 |

4 警備派出所

|                       |
|-----------------------|
| 香<br>川<br>県           |
| 警<br>察<br>署           |
| 警<br>備<br>派<br>出<br>所 |

5 検問所

|             |
|-------------|
| 香<br>川<br>県 |
| 警<br>察<br>署 |
| 検<br>問<br>所 |